

令和7年4月30日招集

第1回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和7年度 第1回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月30日(水) 午後1時30分から午後3時00分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター 2階 大会議室

3. 出席委員 : (23名)

1. 藪田 亨	2. 渡邊 秀一	3. 森田 聡	4. 民部 猛
5. 仲川 庸一	6. 細野 真二	7. 山田 隆生	8. 本間 隆
9. 土屋 七司	10. 忠野 佳純	11. 中川 義弘	12. 古屋野 勝
14. 佐々木 雅文	15. 池 克博	16. 西村 幸子	17. 本間 一寿
18. 金切 秀明	19. 大野 雄一郎	20. 西野 春彦	21. 渡邊 実
22. 久保 守	23. 佐々木 隆正	24. 金田 勝廣	

4. 欠席委員 : (1名)

13. 北見 尚志

5. 傍聴者 : (なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案(売買)に関する意見の提出について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画案(貸借)に関する意見の提出について

(3) 協議・報告事項

1) 農地部会協議報告事項について

① 農地の転用事実に関する照会について(新潟地方法務局佐渡支局)

② 農地転用事実確認願について

③ 農地改良届の受理について

④ 農地法第18条の規定による通知について

2) 年間スケジュールについて

3) 農地パトロール実施について

4) 佐渡市農業委員会事務局体制

5) JA推薦委員からの連絡事項等について

6) 会務報告・会務予定について

7) その他

7. 農業委員会事務局出席職員

局 長 野 嶋 雅 博 次 長 池 田 一 男 係 長 伊 藤 雅 之 係 長 恵 帳 塚 実
主 任 池 剛 宏

8. 会議の概要

局 長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和7年度第1回農業委員会総会を開会いたします。 それでは、はじめに、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	(会長挨拶)
局 長	本日の総会におきましては、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。13番北見尚志委員の1名でございます。ただ今の出席委員は、委員定数24名中、23名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。それでは、金田会長より、議事の進行をよろしく願いいたします。
議 長	それでは、第1回農業委員会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」について、お諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	「異議なし」の声がございましたので、21番渡邊実委員、1番藪田亨委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について、審議を行います。4月21日に開催された農地部会審議概要について、14番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします。
佐々木農地部会長	はい。14番佐々木です。4月分の農地部会を4月21日に行いまして、農地部会所掌案件について予備審査をいたしました。その結果、事務局より提出されました全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。 また現地確認については、地区の農業委員および推進委員に調査依頼をいたしました。 以上です。
議 長	ありがとうございます。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」8件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法の適用を受けない事実確認願になります。今月8件、田8筆3,418平米、畑12筆7,899平米、合計11,317平米。 案件番号1番、新潟市の方からの申請で、矢柄の田6筆1,782平米、畑3筆384平米、合計2,166平米。耕作面積が小さく、農地として利用できないため雑種地、

	荒廃化が著しく復元が困難な場所については原野、森林の様相は山林で整理するものです。担当委員、現地確認日につきましては、備考欄の記載のとおりです。 案件番号2番以降、所有者、申請人、申請地番、面積、利用状況、判定地目は、議案書に記載のとおりです。以上、8案件については、非農地の基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件番号1番から8番までについて、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願」8件を承認し証明書を発行することに決定いたします。 次に、「農地法第4条の規定による許可申請」2件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第2号です。5ページをご覧ください。今月の申請は2件、畑2筆705平米です。 案件番号1番、泉の方からの申請です。申請地は泉の畑650平米です。変更目的は物置、庭、駐車場、通路です。申請理由は、自宅への進入路や駐車場、物置、庭として当該地を利用したいというものです。申請地の場所は6ページの地図をご覧ください。一般県道市野沢・中興線泉バス停から北へ約80メートルに位置しており、申請地周辺は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり第2種農地に該当します。申請地周辺には、当該目的を達成できる第3種農地や非農地はなく立地基準は問題ありません。排水等も特に発生しないため、周囲の農地への影響もなく、一般基準も問題ありません。以上のことから許可相当と判断しました。 なお、本案件は追認転用となります。 案件番号2番、千葉県の方からの申請です。申請地は宮川の畑55平米です。変更目的は住宅です。申請理由は、住宅を建築するため当該地を利用したいというものです。申請地の場所は7ページの地図をご覧ください。主要地方道両津・真野・赤泊線本光寺バス停から西へ約180メートルに位置しており、申請地周辺は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり第2種農地に該当します。申請地周辺には、当該目的を達成できる第3種農地や非農地はなく立地基準は問題ありません。汚水は公共下水道へ排水するため、周囲の農地への影響もなく、一般基準も問題ありません。以上のことから許可相当と判断しました。 なお、本案件は追認転用となります。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	それでは、案件1番について現地調査を行った、5番仲川庸一委員から報告をお願いします。

5 仲川 庸一	案件番号 1 番について 4 月 22 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行いました。事務局説明のとおり、転用許可基準を満たしていますので、ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	次に、案件 2 番について現地調査を行った 10 番 忠野佳純委員から報告をお願いします。
10 忠野 佳純	案件番号 2 番について 4 月 25 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。事務局説明のとおり転用許可基準を満たしていますので、ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請」2 件を許可することに決定いたします。 次に、「農地法第 5 条の規定による許可申請」4 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号をご説明いたします。8 ページをご覧ください。農地法第 5 条 4 件、田 2 筆 121.04 平米、畑 2 筆 547 平米、合計 4 筆 668.04 平米です。 案件番号 1 番、譲受人が両津湊の方、譲渡人が長野県の方です。申請地は原黒の畑 1 筆 476 平米、所有権の移転売買です。変更目的は農家住宅とするためです。申請理由は現在借家で手狭になったことから、当該地へ住宅を新築したいというものです。申請地の場所は 9 ページの地図をご覧ください。主要地方道両津・真野・赤泊線の椎崎温泉バス停から南へ約 250 メートルの場所に位置しています。申請地は周囲に 10 ヘクタール以上の農地が広がる第 1 種農地です。第 1 種農地原則転用は出来ませんが、許可基準に住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続し設置されるものに該当するので転用は可能です。排水は公共下水道へ排水するため、周囲の農地への影響もありません、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。 案件番号 2 番です。譲受人が鍛冶町の方、譲渡人が中原の方です。申請地は鍛冶町の田 1 筆 121 平米、所有権の移転売買です。変更目的は庭とするためです。申請理由は自宅の隣接地を庭として利用したいというものです。申請地の場所は 10 ページの地図をご覧ください。一般県道妙照寺・佐和田線鍛冶町バス停から北へ約 60 メートルの場所に位置しています。申請地周辺は市街化の傾向が著しい区域にある農地であり、第 3 種農地に該当します。排水等発生しないため周囲の農地への影響はありません。必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。

	案件番号 3 番です。譲受人が東京都の会社、譲渡人が上新穂の方です。申請地は新穂大野の田 1,258 平米の内、0.04 平米賃借権の設定です。申請目的は、営農型太陽光発電施設の設置です。変更理由は電力供給先付近の農地で太陽光発電を行うため、営農型太陽光発電施設を設置するものです。許可日から令和 10 年 4 月 30 日までの一時転用です。申請地の場所は 11 頁の地図をご覧ください。一般県道金井・新穂線下新穂バス停から南東へ約 220 メートルに位置し、農用地区域内農地の一時転用となります。申請地周辺には、当該目的を達成できる第 3 種農地や非農地はなく立地基準は問題ありません。排水は発生しないため、周囲の農地への影響はなく、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。 案件番号 4 番です。譲受人が東大通の方、譲渡人が河原田諏訪町の方です。申請地は畑野の畑 71 平米、所有権の移転売買です。変更目的は個人住宅とするためです。申請理由は申請地に隣接する土地と合わせて当該地に住宅を建築したいというものです。申請地の場所は 12 頁の地図をご覧ください。一般県道多田・皆川・金井線の畑野十字路バス停から西へ約 220 メートルの場所に位置しています。市役所畑野行政サービスセンターから東へ 150 メートルに位置していることから、第 3 種農地に該当します。排水は公共下水道へ接続します。また、必要資金も借入金でまかなえるため一般基準も問題ありません。以上のとおり許可基準を満たしております。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	それでは、案件番号 1 番について、現地調査を行った 1 番藪田亨委員から報告をお願いします。
1 藪田 亨	案件番号 1 番につきまして、4 月 22 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。事務局説明のとおり、転用許可基準を満たしておりますので、ご審議よろしく願いいたします。
議 長	次に、案件番号 2 番について、現地調査を行った私から報告します。現地確認を 3 月 25 日農業委員、推進委員、事務局で行いました。事務局説明のとおり許可基準を満たしております。ご審議よろしく願いいたします。 次に、案件番号 3 番について、現地調査を行った 3 番森田聡委員から報告をお願いします。
3 森田 聡	案件番号 3 番について、去年の 5 月 29 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認済みです。事務局の説明のとおり転用許可基準を満たしておりますので、よろしく願いします。
議 長	次に、案件 4 番について、現地調査を行った 6 番細野真二委員から報告をお願いします。
6 細野 真二	案件番号 4 番につきまして、4 月 25 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。事務局説明のとおり転用許可基準を満たしております。ご審議のほどよろしく願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

2 渡邊 秀一	はい。
議 長	はい、渡邊委員どうぞ。
2 渡邊 秀一	案件番号 3 番ですが、面積や作物等もう少し詳しく聞かせてください。
事務局	はい、案件番号 3 番についてご説明いたします。この案件については、農地の面積が 1,258 平米ございます。そのうち今回転用の申請があったのが、0.04 平米で、太陽光パネルの設置面積については 98.7 平米となっています。この田については水稻の作付をする計画となっており、下部の農地においても水稻の作付がされることとなります。
2 渡邊 秀一	水稻ということですが、影などの影響はないのですか。
事務局	影にはなるんですが、そこについては支障がない範囲ということでご審査の方させていただきます。 また、98.7 平米全部がパネルで埋まるわけではなくて、比較的隙間の空いたパネルを使うということで光も透過するような設置となっております。また、支柱も 3 メートル程高さがあるということで下での農作業に支障がないような形での設置ということでございます。
2 渡邊 秀一	発電した電気はどうするの。
事務局	当該地の隣接地に農業を営んでいる法人の事務所がございまして、そちらへの電力供給する計画です。
議 長	他にご質問、ご意見がある方はお願いいたします。ご質問等がないようですので、案件番号 1 番から 4 番につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」4 件を許可することに決定いたします。 次に、「農地法第 3 条の規定による許可申請」19 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 4 号、農地法第 3 条の許可申請になります。 議案書は 13 ページからです。今月 19 件、田 64 筆 70,897.70 平米、畑 11 筆 9,056 平米、合計 79,953.70 平米となります。
事務局	案件番号 1 番、椎泊の方から真木の方に、真木の田 1 筆 1,890 平米。近隣農地を取得し、経営規模拡大を行いたいというもので売買になります。 案件番号 2 番、長野県にお住まいの方から両津湊の方に、原黒の畑 4 筆 1,928 平

米。先ほど議案第 3 号で審議いただいた購入予定地に隣接する農地で、野菜栽培を行いたいというものです。売買になります。

案件番号 3 番、東京都にお住まいの方から鷺崎の方に、鷺崎の田 4 筆計 3,454 平米。近隣農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。

案件番号 4 番、新潟市方から矢柄の方に、矢柄の田 5 筆 5,738 平米、畑 1 筆 333 平米、計 6,071 平米。兄から農地を譲り受け、農地を維持していくということで贈与になります。

案件番号 5 番、埼玉県にお住まいの方から多田の方に、窪田の田 2 筆 707 平米。家の近隣農地を取得し、野菜栽培を行いたいというもので売買になります。

案件番号 6 番、さいたま市にお住まいの方から新穂大野の方に、下新穂の田 1 筆 4,729 平米。耕作している農地に隣接した農地を取得し経営規模拡大を行いたいということで贈与になります。

案件番号 7 番、さいたま市にお住まいの方から、上新穂の方に、上新穂の田 1 筆 666 平米。近隣農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで贈与になります。

案件番号 8 番、案件番号 7 番の隣接地で田 1 筆 2,300 平米。近隣農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。

案件番号 9 番、渡し人は上新穂の方、受け人は東京都の会社、この一筆は 1,258 平米あります。先ほど太陽光のパネルの設置の関係で、パネルの足の部分については転用となり、こちらはそのうちの 98.70 m²に太陽光のパネルを設置し、営農型太陽光発電事業をするための、区分地上権を設定するものになります。期間は令和 10 年 4 月 30 日までとなります。

案件番号 10 番、新潟市にお住まいの方から、新穂正明寺の方に、新穂正明寺の田 13 筆 6,671 平米。近隣農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで、売買になります。

案件番号 11 番、千葉県にお住まいの方から松ヶ崎の方に、宮川の畑 1 筆 323 平米。果樹及び野菜栽培を行いたいということで売買になります。

案件番号 12 番、千種にお住まいの方から青野の方に大小の田 19 筆 19,293 平米、畑 2 筆 1,528 平米、計 20,821 平米。家族が増え、家が手狭になったため、大小の住宅へ移り、自家用果樹を栽培したいということです。果樹はレモンになります。売買です。

案件番号 13 番、千種の方から大倉谷の方に、大倉谷の田 5 筆計 6,710 平米。近隣の農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。

案件番号 14 番、東京都にお住まいの方から羽茂三瀬の方に、西三川の田 3 筆 6,910 平米、畑 1 筆 2,001 平米、計 8,911 平米。家を購入し、近隣農地で野菜や果樹を植えたいということで規模拡大になります。贈与です。

案件番号 15 番、栗野江の方から吉岡の方に、四日町の畑 1 筆 1,422 平米。育苗と花卉を栽培したいということで売買になります。

案件番号 16 番、栗野江の方から、名古屋の方に、四日町の畑 1 筆 1,521 平米。蜂蜜を作るために花卉栽培を行いたいということです。ここの周りにつきましては、木が囲っており周辺農地への影響もないというふうに考えます。売買になります。

案件番号 17 番、長石にお住まいの方から長石の方に、竹田の田 1 筆 3,372 平米。近隣農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。

案件番号 18 番、三宮にお住まいの方から真野の方に、吉岡の田 5 筆、計 4,749

	平米。耕作している農地を取得し、農地を維持したいということで売買になります。 案件番号 19 番、真野新町の方から、真野の方に、真野の田 2 筆、計 3,610 平米。耕作をしている農地を取得し、農業を維持したいということで売買になります。 案件全て許可要件を満たすと考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、案件番号 1 番、2 番について、現地調査を行った 1 番藪田亨委員から報告をお願いします。
1 藪田 亨	案件番号 1 番と 2 番ですが、4 月 22 日に現地を確認いたしました。農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しております。適正に管理されておりまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしております。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	次に、案件番号 3 番について、現地調査を行った 2 番渡邊秀一委員から報告をお願いします。
2 渡邊 秀一	案件番号 3 番について、4 月 22 日に農業委員、推進委員、事務局と現地を確認してきました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可基準を満たしていると思います。ご審議ください。
議 長	続いて、案件番号 4 番について、現地調査を行った 17 番本間一寿委員から報告をお願いします。
1 7 本間 一寿	案件番号 4 番について、3 月 24 日に農業委員、推進委員、事務局により現地確認いたしました。事務局の説明の通り、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可基準を満たしているものと思いますので、ご審議の方よろしくお願ひします。
議 長	続いて、案件番号 5 番について現地調査を行った私から報告します。3 月 25 日に農業委員、推進委員、事務局により現地を確認しました。適正に管理をされておりまして農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可要件を全て満たしていると思いますのでご審議のほどよろしくお願ひします。 続いて、案件番号 6 番から 9 番について現地調査を行った 3 番森田聡委員から報告をお願いします。
3 森田 聡	案件番号 6 番から 8 番については 4 月 24 日に、案件番号 9 番は、昨年 5 月 29 日に農業委員、推進委員、事務局とで、現地確認いたしました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可要件を満たしておりますので、ご審議の方よろしくお願ひします。
議長	続いて、案件番号 10 番について現地調査を行った 18 番 金切 秀明委員から報告をお願いします。
1 8 金切 秀明	案件番号 10 番について、4 月 24 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長	続いて、案件番号 11 番について現地調査を行った 10 番忠野佳純委員から報告をお願いします。
1 0 忠野 佳純	案件番号 11 番について、4 月 25 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認しました。農地として最適に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしていました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件番号 12 番から 14 番について現地調査を行っ 14 番佐々木 雅文委員から報告をお願いします。
1 4 佐々木 雅文	案件番号 12 番から 14 番について、3 月 25 日に農業委員、推進員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されておりまして農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしていると思われますので、ご審議をよろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件番号 15 番から 19 番について現地調査を行った 23 番佐々木隆正委員から報告をお願いします。
2 3 佐々木 隆正	案件番号 15 番から 19 番について 4 月 23 日に現地を確認してございます。すべて耕作されていたので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしているものと思います。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件番号 1 番から 19 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」19 件を許可することに決定いたします。 次に、「農用地利用集積等促進計画案(売買)に関する意見の提出について」、21 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案集 19 ページから 27 ページ、今月は 21 件ございます。 今月から農地中間管理事業に関する特例事業というか、一般的に言われる公社売買が再開するところがございますが、今月からの分については地域計画に基づく農用地利用集積等促進計画ということで契約の方法が変わってきております。 案件番号 1 番、八幡の田 1 筆 1,044 平米につきまして、神奈川県にお住まいの方から沢根の方へ売買するものです。譲受人、譲渡人及び案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、売買価格については議案書に記載のとおりです。 以上、所有権移転に関する案件については、農業経営基盤強化促進法の各要件を

議 長	満たしていると考えます。説明は以上です。 それでは、「農用地利用集積等促進計画案（売買）について」質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、「農用地利用集積等促進計画案（売買）」を承認とし、佐渡市長に意見書を提出いたします。 次に、「農用地利用集積等促進計画案（貸借）に関する意見の提出について」275件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	今月は275件ございます。 案件番号1番につきましては、北狄の田2筆2,342平米につきまして北狄の方から北狄の法人へ使用貸借により令和7年6月1日から令和17年3月31日まで10年間貸借するものでございます。これについても再設定となります。案件番号2番以降の耕作者借受地区貸借期間等につきましては議案書に記載のとおりとなります。この農用地利用集積等促進計画について、計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づき、農地中間管理機構新潟県農林公社が定めるものとされておりまして、同法第19条第3項の規定に基づき市町村から依頼がある事に農業委員会はこの促進計画案について市町村の意見を提出することとなります。説明は以上となります。
議 長	それでは、農用地利用集積等促進計画案（貸借）について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、「農用地利用集積等促進計画案（貸借）」を承認とし、佐渡市長に意見書を提出いたします。 それでは、日程第2 協議・報告事項に入らせていただきます。(1) 農地部会所掌案件協議報告事項について①「農地の転用事実に関する照会について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、28ページをご覧ください。今月法務局照会1件ありました。申請者が金井新保の方で、土地の表示は金井新保の田150平米です。現況は非農地。住宅の庭となっていました。転用許可を取っていない案件となります。確認委員、確認日は議案書記載のとおりです。法務局佐渡支局に回答させていただきました。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	次に、「農地転用事実確認願について」事務局から説明をお願いします。

事務局	それでは、29 ページをご覧ください。転用事実確認願 1 件です。申請者は下長木の方で、土地の表示は長木の田 27 平米、下長木の畑 72 平米です。転用目的は駐車場ですすでに整備済みです。平成 7 年 5 月 29 日佐農地第 5033 号で農地法第 5 条の許可を受けたものです。現地地目完了年月日は平成 7 年 6 月 14 日です。現地は地元委員より確認済みです。確認日及び確認委員は議案書記載のとおりです。以上、許可目的どおり転用されていたので証明書を発行させていただきます。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「農地改良届の受理について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、30 ページをご覧ください。農地改良届 1 件です。申請者が新穂長畝の方で、土地の表示は新穂長畝田 6 筆 986 平米です。改良目的といたしまして、盛土し畑として利用するためです。土質はレキ質土・砂及び砂質土・粘性土で土量が 1000 立米。期間は令和 7 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までです。現地確認日は議案書記載のとおりです。以上、農地改良届について受領させていただきます。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「農地法第 18 条の規定による通知について」事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第 18 条の規定による通知いわゆる合意解約について説明いたします。議案書 31 ページから 37 ページ、13 件ございます。今月におきましても受け手が不在となる利用調整案件がございます。所有者から依頼を受け、資料が出来たものについて順に皆様に依頼しますので、受け手探しにご協力をお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	以上で農地部会所掌案件における協議・報告事項は終わりました。次に、(2)「年間スケジュール」について事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、(3)「農地パトロールの実施について」事務局から説明をお願いします。

事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	次に、(4) 農業委員会事務局体制について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議長	次に、(5)「J A推薦委員からの連絡事項」に入らせていただきます。J A推薦委員からお願いします。
J A推薦委員	(J A推進委員説明)
議 長	ありがとうございました。連絡事項について、ご質問、ご意見がある方はお願いします。
	(意見、質問なし)
議 長	以上で、J A推薦委員からの連絡事項は終わりました。次に、(6)「会務報告・会務予定」について、事務局から報告をお願いします。
	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
議 長	次に、(7)「その他」に入ります。委員の皆様からご発言はございますか。
	(意見、質問なし)
議 長	以上で、協議・報告事項を終了します。これをもちまして、本日の議案審議はすべて終了しました。ありがとうございました。
局 長	大変ありがとうございました。 それでは閉会にあたりまして、佐々木隆正会長職務代理者より、閉会のご挨拶をお願いします。

佐々木会長職務 代理者	(閉会のあいさつ)
----------------	-----------

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 2 4 番 金田 勝廣

署名委員 2 1 番 渡邊 実

署名委員 1 番 藪田 亨